

健康診査の受診券は、お手元に届きましたか？

～今年度の受診券は、水色です～

町では6月下旬に平成25年度健康診査の対象者に「受診券」をお送りしました。
受診券が送付された方は次のとおりです。(いずれも平成26年3月31日時点の年齢です)

- 男性:40～74歳
- 女性:20～74歳

※75歳以上の方は受診券なしで健康診査を受診できます。

- 受診券に、健診費用(個人負担金)を明記しておりますので、お手元に届きましたらご確認ください。
- 昨年度の受診券(うすむらさき色)は、使用できませんのでご注意ください。

〈集団健診について〉

日程や申込みなどについてのお問い合わせは健康課成人健康係(☎569133)へご連絡ください。

〈個別健診について〉

かかりつけの医療機関で健診を受けたいという方や、集団健診の日程が合わないという方は、ご利用ください。

健診項目	特定健診	75歳以上個別健診	がん個別検診(胃・肺・大腸・前立腺)	子宮がん個別検診
健診内容	問診、身体計測、血圧、血液検査、尿検査、心電図など	問診、身体計測、血圧、血液検査、尿検査、心電図など(腹囲測定を除く)	胃がん検診は、バリウム検査または内視鏡検査の選択ができます。	子宮体部がん検診は受診条件があります※②
対象者(H26.3.31時点の年齢です)	40～74歳の国民健康保険加入者	75歳以上	40歳以上(前立腺は50歳以上男性)	20歳以上の女性
費用※①	200円	無料	胃:2,200円 大腸:600円 肺レントゲン:1,300円 前立腺:400円	子宮頸部:1,600円 子宮体部:3,100円
医療機関	下記の指定医療機関(町内)で受診できます。			宇都宮市内の指定医療機関※③
実施期間	平成25年7月1日～平成25年12月31日			
申込み方法	直接医療機関に連絡して申し込んでください。			
持参するもの	受診券(6月下旬に町から一斉交付済。75歳以上の方は受診券なしで受診できます。)及び健康保険証			
その他	各種健診実施日および時間は、各医療機関により異なりますので、直接医療機関にご確認ください。			

〈特定健診・75歳以上健診・がん検診(胃・肺・大腸・前立腺)の指定医療機関〉

予約が必要な場合がありますので、直接、医療機関へご確認ください。

医院名(50音順)	電話番号	医院名(50音順)	電話番号
石川医院	52-0100	藤沼医院	53-7105
川島内科・小児科クリニック	37-7800	本郷台医院	57-1623
小口内科小児科医院	56-2109	やの小児科医院	56-0280
新上三川病院	56-7111	山崎医院	56-0211
せんば医院	55-1500	やまだ脳神経外科クリニック	55-1340
竹澤内科医院	56-7007		

※①健診費用については、75歳以上の方、非課税世帯の方、生活保護を受給されている方は無料です。

※②「子宮体部がん検診」は最近6カ月以内に、①不正性器出血、②月経異常、③褐色帯下のいずれかの症状に該当する方が対象です。

※③子宮がん個別検診は、町指定の宇都宮市内の医療機関で受診できます。

指定医療機関については、健康カレンダー11ページまたは上三川町ホームページ

(<http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp>)で確認ください。

▼問い合わせ先=健康課 成人健康係 ☎569133

後期高齢者医療についてのお知らせ

「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までです。新しい被保険者証は7月末に郵送します。なお、古い被保険者証は8月1日以降に保険課窓口へ返却してください。

※新しい被保険者証の色は、白色から**薄い藤色**に変更となります。

8月1日以降は薄い藤色の被保険者証を医療機関等の窓口へ提示してください。



「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

世帯の全員が住民税非課税の場合は、診療を受ける際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、入院時の食事が減額になります。該当する方は保険課窓口にて申請してください。

なお、次のいずれにも該当する方については、認定証を被保険者証に同封して送付いたします。

- 過去に限度額適用標準負担額減額認定証の交付を受けたことがある方。
- 平成25年度の負担区分が低所得区分である方。
- ※限度額適用・標準負担額減額認定証の色は、ピンク色です。

▼問い合わせ先

保険課 国保係
☎(56) 9134

国民年金

「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

受付は7月1日(月)より免除承認期間は平成25年7月～平成26年6月分

必要なものは、印かん、代理申請の場合は運転

免許証など
・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方
国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要となります。

※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先

保険課 高齢者年金係
☎(56) 9129

宇都宮西年金事務所
☎028(622)4222

☎028(622)4222

☎028(622)4222

☎028(622)4222

☎028(622)4222



	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/2
1/4納付	78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	3,760円	5/8
半額納付	118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	7,520円	6/8
3/4納付	158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	11,280円	7/8